

12月定例会

第4回平成23年12月定例会は、8日から16日までの日程で開催され、議員提出議案1件、村長提案の一般会計補正予算、条例の制定・一部改正、指定管理者の指定など23議案、人権擁護委員候補者の推薦諮問、固定資産評価審査委員会委員の同意などを可決しました。
一般質問は10人の議員が火葬補助、村民福祉の向上、TPP、国民健康保険税、安心して住み続けられるまちづくりなどの各分野にわたって質問しました。



議案等審議結果(議決)一覧

[いずれも原案可決]

【村長提出議案】

〈23年度各会計予算〉※アミかけ部分が採決で賛否が分かれた案件です。詳しくはP4の〔賛否が分かれた案件〕をご覧ください。(千円以下切り捨て)

議案等番号	会計名	補正額	補正後の総額
議案第1号	一般会計(補正第7号)	△1億5378万円	154億8003万円
議案第2号	国民健康保険(第3号)	△16万円	47億7035万円
議案第3号	特別会計 後期高齢者医療(第2号)	167万円	2億3899万円
議案第4号	特別会計 介護保険(第3号)	626万円	23億9831万円
議案第5号	特別会計 下水道事業(第3号)	△218万円	10億5330万円
議案第6号	水道事業会計 収益的	収入	9億1216万円
		支出	7億6500万円
	資本的	収入	3億3242万円
		支出	5億2244万円

議案等番号	議案名等
議案第7号	滝沢村企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を制定することについて 工場又は事業場の敷地面積に対する緑地及び環境施設の面積の割合に関する基準の特例を定めるために、滝沢村企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を制定しようとする議案
議案第8号	滝沢村簡易水道の設置に関する条例を制定することについて 社団法人一本木水道組合が経営する一本木簡易水道が村に譲与されることに関し、地方自治法第244条の2第1項の規定により、滝沢村簡易水道の設置に関する条例を制定しようとする議案

議案第9号	滝沢村簡易水道事業給水条例を制定することについて 社団法人一本木水道組合が経営する一本木簡易水道が村に譲与されることに関し、地方自治法第244条の2第1項の規定により、滝沢村簡易水道の管理に必要な事項を定めるため、滝沢村簡易水道事業給水条例を制定しようとする議案
議案第10号	滝沢村特別会計設置条例の一部を改正することについて 地方自治法第209条第2項の規定により、滝沢村簡易水道事業の経理に必要な滝沢村簡易水道事業特別会計を設置するため、滝沢村特別会計設置条例の一部を改正する議案
議案第11号	滝沢村税条例の一部を改正することについて 岩手県県税条例の一部を改正する条例が平成23年10月25日に公布されたことに伴い、滝沢村税条例の一部を改正する議案
議案第12号	滝沢相の沢温泉入浴施設に関する指定管理者の指定について 施設の名称：滝沢相の沢温泉入浴施設 指定管理者となる団体の名称：特定非営利活動法人ワーカーズコープ 指定の期間：平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
議案第13号	滝沢村保育所に関する指定管理者の指定について 施設の名称：南菓子保育園 指定管理者となる団体の名称：社会福祉法人滝沢村保育協会 指定の期間：平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
議案第14号	滝沢村立姥屋敷保育所に関する指定管理者の指定について 施設の名称：滝沢村立姥屋敷保育所 指定管理者となる団体の名称：社会福祉法人滝沢村保育協会 指定の期間：平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
議案第15号	滝沢村菓子駅複合交通施設に関する指定管理者の指定について 施設の名称：滝沢村菓子駅複合交通施設 指定管理者となる団体の名称：IGRいわて銀河鉄道株式会社 指定の期間：平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
議案第16号	滝沢村都市公園に関する指定管理者の指定について 施設の名称：滝沢総合公園体育館・滝沢総合公園野球場・滝沢総合公園テニスコート・滝沢総合公園陸上競技場 指定管理者となる団体の名称：財団法人滝沢村体育協会 指定の期間：平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
議案第17号	滝沢村体育施設等に関する指定管理者の指定について 施設の名称：滝沢村東部体育館・滝沢村東部テニスコート・滝沢村営大釜運動場・滝沢村営小岩井運動場・滝沢勤労者体育センター・滝沢村立滝沢南中学校屋外照明施設・滝沢村立滝沢第二中学校屋外照明施設 指定管理者となる団体の名称：財団法人滝沢村体育協会 指定の期間：平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
議案第18号	滝沢ふるさと交流館に関する指定管理者の指定について 施設の名称：滝沢ふるさと交流館 指定管理者となる団体の名称：特定非営利活動法人劇団ゆう 指定の期間：平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
議案第19号	滝沢村多目的研修センターに関する指定管理者の指定について 施設の名称：滝沢村多目的研修センター 指定管理者となる団体の名称：財団法人滝沢村体育協会 指定の期間：平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
議案第20号	姥屋敷多目的研修センターに関する指定管理者の指定について 施設の名称：姥屋敷多目的研修センター 指定管理者となる団体の名称：花平酪農農業協同組合 指定の期間：平成24年4月1日から平成29年3月31日まで